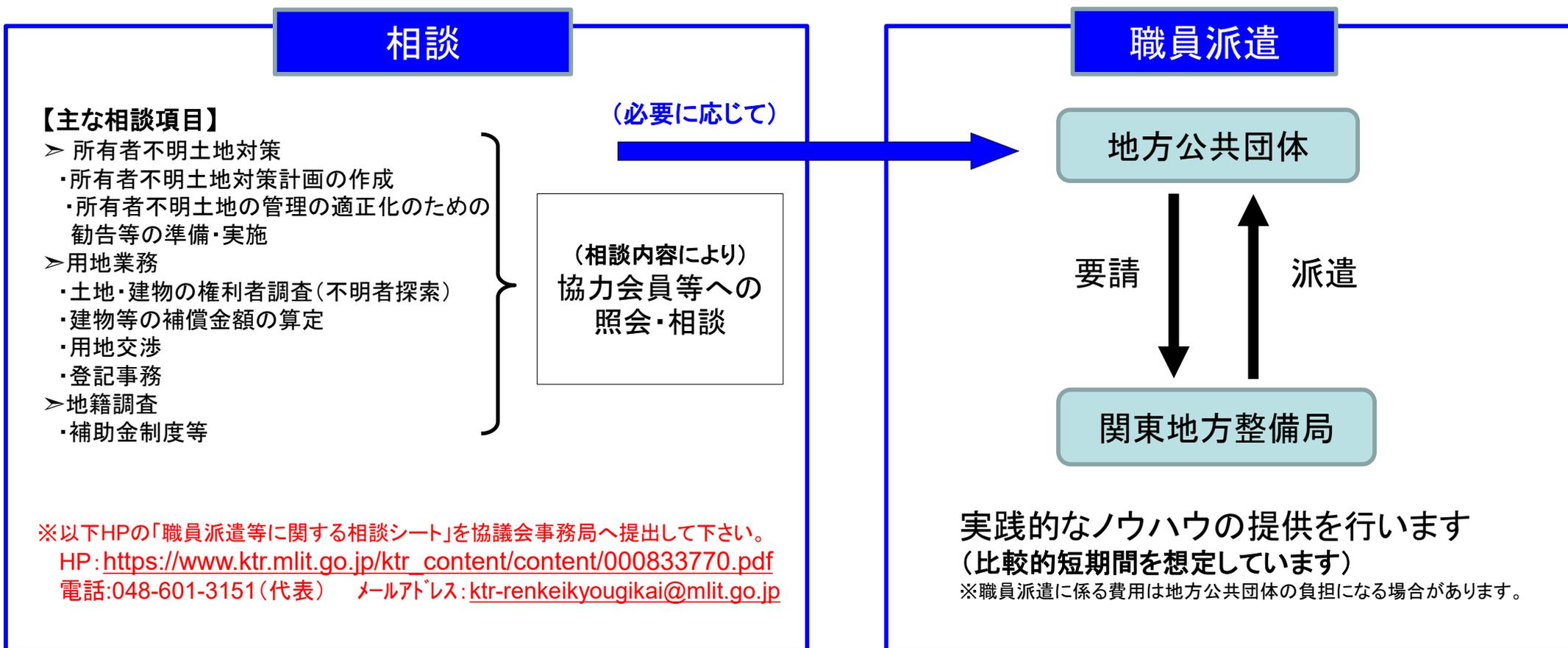


「関東地区土地政策推進連携協議会」事務局（関東地方整備局用地部用地企画課）を窓口として、所有者不明土地対策や用地業務全般の相談を受け付け、地方整備局職員を地方公共団体へ派遣するなど協議会構成員が一体となり、地方公共団体を支援します。（相談内容に応じて構成員である協力会員等へ照会します。）



※以下HPの「職員派遣等に関する相談シート」を協議会事務局へ提出して下さい。  
 HP: [https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000833770.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000833770.pdf)  
 電話: 048-601-3151 (代表)    メールアドレス: [ktr-renkeikyougikai@mlit.go.jp](mailto:ktr-renkeikyougikai@mlit.go.jp)





## 職員派遣要請書

年 月 日

関東地方整備局長 様

都県知事  
市区町村長 印

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第53条及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第59条の規定に基づき、地域福利増進事業等の実施の準備のため職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があることから、貴局に所属する職員の派遣を下記のとおり要請します。

### 記

1. 事業の種類及び内容
2. 派遣を要請する理由
3. その他職員の派遣について必要な事項

### 備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 「事業の種類」は地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業の別を、「事業の内容」は事業により整備する施設の種類等を記載するものとする。
3. 「派遣を要請する理由」は、土地所有者等の探索に当たって生じている支障や習得させる必要がある知識を具体的に記載するものとする。
4. 「その他職員の派遣について必要な事項」は、派遣を希望する時期及び期間、専門的な知識を習得させる職員の部署及び人数、職員派遣に係る旅費等の費用を地方公共団体が負担する等を記載するものとする。
5. 事業に関する参考資料・図面等があれば添付するものとする。